



別紙様式第2号（第3関係）

令和3年3月4日

奈良市議会議長 三浦 教次 様

回答者 奈良市教育長 北谷 雅人



### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>《新型コロナ感染拡大への予防対策》</p> <p>⑥国が定める換気基準は新型コロナ感染拡大防止策になり得るか 基準の設定について</p> <p>⑦公衆衛生・空調強化における加湿機能付き空気清浄機の有効性及 び遠隔診療について</p>
回答内容	<p>⑥換気については、令和2年5月、文部科学省より発出された事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、可能な限り常時2方向の窓を同時に開け換気を行うこととしており、その際、窓は全開でなく、対角線の2方向を10～20cm程度開けるだけでも、十分換気の効果があるとしております。</p> <p>なお、常時換気が難しい場合は、こまめに30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに数分間程度、窓を全開にすることとしています。</p> <p>また、換気をすることに加え、教室内温度を適度（40%以上を目安）に保つこととしております。</p> <p>奈良市では、換気扇を併用して稼働することにより、さらに感染症対策を強化しました。</p>

令 - 3.3.-4 和

647

具体的には、小中学校の換気扇につきましては、令和2年6月に全校調査を行い、故障している換気扇の交換54箇所と未設置教室への新設177箇所を完了し、現在全ての小中学校の普通教室及び特別支援教室で稼働しております。

⑦公衆衛生・空調強化における加湿機能付き空気清浄機の有効性について

令和2年11月、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において「緊急提言」が取りまとめられたことを受け、同月、文部科学省より発出された事務連絡には、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」として、室温が下がらない範囲での常時窓開けや湿度40%以上を目安とする適度な保湿が新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有効と考えられる旨が示されていました。

この通知を受けて、加湿器が必要とされる市立小中学校28校に152台の加湿器を導入することとしました。

機種の選定にあたり、加湿機能が付いた空気清浄機の導入も検討しておりましたが、教室内全体を十分に保湿することができる能力を持つ製品が市場に流通しておらず、早期に子どもたちの安全対策を講じる必要があることから、加湿器を導入することとしました。

また加湿器の選定にあたっては、使用時に授業の妨げとならないような消音設定であること、菌の発生を抑制する構造となっており給水や清掃作業において教職員の負担を軽減できる構造となっていること等、安全性や運用方法について選定要件としました。市立小中学校への配置は、令和3年2月に完了しております。

今後も、国の感染症対策ガイドラインに沿って、児童生徒の健康で安全な学習環境の確保に努めてまいります。

(担当部局：教育部 保健給食課・教育施設課、教育総務課)

受理日	3年3月4日
-----	--------